

日本関節病学会認定医制度に関する Q&A

1. 制度について

Q1. この制度を取得するとどのようなメリットがありますか。

A1. 日本関節病学会認定医に認定証が発行され、日本関節病学会ホームページに所属施設名、認定医氏名が掲載されます。また、ご自身の履歴書や病院ホームページに認定医であることを記載できます。

Q2. いつでも申請できますか。

A2. 認定医の申請は通年受け付けますが、認定審査は1年に1度です。

Q3. 特例措置とはどのようなものですか。

A3. 本認定医制度発足後3年間に限り、特例措置対象者が申請する場合には申請要件のいくつかが免除されます。特例措置対象者は、日本専門医機構認定整形外科専門医（または日本整形外科学会専門医）、日本整形外科学会認定リウマチ医、日本リウマチ学会専門医です。認定医制度施行細則第15条に記載があります。

Q4. 日本整形外科認定リウマチ医は、日本専門医機構認定整形外科専門医（または日本整形外科学会専門医）の資格を既に取得しています。日本整形外科認定リウマチ医を有する者と日本専門医機構認定整形外科専門医（または日本整形外科学会専門医）だけを有する者に特例措置の違いがありますか？

A4. 申請要件のひとつである日本関節病学会正会員継続年数に違いがあります。日本整形外科認定リウマチ医を有する者は1年以上、日本専門医機構認定整形外科専門医（または日本整形外科学会専門医）だけを有する者は2年以上必要です。

2. 応募資格について

Q5. 申請時に日本関節病学会会員であり、連続3年以上正会員であることとありますが、今年（2022年）申請する場合には、いつまでに入会していれば資格はありますか。

A5. 申請時に3年以上正会員継続が条件のため、2019年の申請月日までに正会員になっていることが必要です。

3. 提出物について

Q6. 関節疾患患者の一覧表や詳細報告書（所定様式2、3および8）に記載する内容は過去何年以内のものでしょうか。

A6. 期間は限定していません。

Q7. 論文リスト（所定様式5）に記載する内容は過去何年以内のものでしょうか。

A7. 期間は限定していません。

Q8. 必要単位証明書（所定様式6）には合計6単位以上必要とされていますが、研修や業績の各々で必須単位数は決まっていますか。

A8. 学会参加は2単位以上、学会指定講演の受講は1単位以上を必須とします。合計6単位のうち、日本整形外科学会または日本リウマチ学会における関節病に関する講演受講（1回1単位）を3単位まで含めても構いません。

Q9. 学会発表報告書（所定様式4）はどの学会における発表でも構いませんか。

A9. いいえ。日本関節病学会における発表に限り申請できます。

Q10. 日本関節病学会誌に投稿した論文でも単位申請できますか。

A10. はい。

Q11. 学会参加は、参加証のコピーを添付することとありますが、参加証が残っていない場合はどうすればよろしいでしょうか。

A11. 参加したことが証明できるものがが必要です。参加した学会において筆頭演者であれば抄録で学会に参加したことを確認できます。抄録部分をコピーして添付することで代用可能です。その旨を記載してください。